

陳 情 回 答 綴

(陳情第 3 号～第 25 号)

令和 8 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 3号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 4号	行政にかかる諸問題について	1 7
陳情第 5号	行政にかかる諸問題について	2 3
陳情第 6号	H P V等ワクチンについて	4 1
陳情第 7号	行政にかかる諸問題について	4 3
陳情第 8号	児童発達支援センターについて	5 1
陳情第 9号	放課後施策について	5 5
陳情第 10号	道路工事等について	5 9
陳情第 11号	公共交通について	6 1
陳情第 12号	支援学校について	6 5
陳情第 13号	放課後施策について	6 7
陳情第 14号	放課後施策について	6 9
陳情第 15号	放課後施策について	7 1
陳情第 16号	放課後施策について	7 3
陳情第 17号	放課後施策について	7 5
陳情第 18号	放課後施策について	7 7
陳情第 19号	放課後施策について	7 9
陳情第 20号	放課後施策について	8 1
陳情第 21号	放課後施策について	8 3
陳情第 22号	放課後施策について	8 5
陳情第 23号	放課後施策について	8 7
陳情第 24号	放課後施策について	8 9
陳情第 25号	放課後施策について	9 1

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（1）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れは認めない」こととされています。</p> <p>なお、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>なお、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p> <p>また、条例減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められており、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施していますが、運営方針が被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定められたことを鑑み、制度の統一を見直すよう大阪府に要望することは考えていません。</p> <p>第2項（2）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>基金の繰入については、保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れは認めない」こととされています。</p> <p>また、均等割の廃止については、国民健康保険法施行令において、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められているため、均等割を廃止することはできません。</p> <p>なお、本市としては、統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p>			

番 号	陳情第 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 項（3）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、令和 6 年 1 2 月 2 日から、マイナ保険証を基本とする制度へ移行したことに伴い、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止されました。</p> <p>従前の取扱いにおける資格証明書の発行、すなわち特別療養費の支給対象とすることについては、法令の規定に基づいて行っていますが、その判断に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。</p> <p>第 2 項（4）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>督促状送付者の掲示については、国民健康保険法第 7 8 条の規定において準用される地方税法第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 により、督促状に限らず、保険料の賦課・徴収・還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達（以下「郵便送達等」という。）により送達することと規定されていますが、送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、その送達に代えて公示送達できると規定されています。このことから、上記書類のうち、郵便送達等が困難で、時効に関連するものについては、地方税法に基づき、掲示場への掲示により公示送達を行っています。</p> <p>第 2 項（5）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成 2 9 年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>同制度については、広報さかい、本市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載しており、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（6）（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）（ICTイノベーション推進室）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</p> <p>マイナンバー制度は、国があらゆる情報を特定の1か所に集めて管理、閲覧することができる「一元管理」の仕組みではありません。従来どおり各機関等がプライバシー性の高い情報を保有し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みです。また、手続所管の行政職員だけが必要な情報に限りアクセスでき、情報のやり取りは暗号化して行われるため、個人情報の監視はできないようになってきました。さらに、独立性の高い第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供すれば、厳しい罰則を適用されるなど不正なアクセスが行われないようになってきました。</p> <p>また、マイナンバーカードは個人の申請により交付するものであり、取得を強制することはありません。</p> <p>加えて、マイナンバーカードを利用した保険証の利用登録は任意であり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、登録を解除することができます。このことは本市ホームページ等で周知しており、解除を希望する被保険者からの申出を受け付けています。</p> <p>第2項（7）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項とし、国に対して要望しています。なお、医療及び調剤を必要とされる生活困窮者に対しては、生活保護制度も含めた総合的な支援を実施する必要があると考えており、現時点においては本市独自の取組は考えていません。</p> <p>制度の周知については、各区保険年金課での案内チラシの配架や、市ホームページを活用した周知を行っています。また、各区生活援護課においても案内チラシを配架し、生活相談時等においても、医療費の支払いにお困りの方へチラシをお渡しするなどしています。今後も継続して当該制度の周知を行います。</p>			

番 号	陳情第 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 3 項（1）（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を含む第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6～8 年度）においては、介護報酬の増額改定や介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費の増大が見込まれることから、増額改定となりました。</p> <p>本市におきましては、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直し等、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定したほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。</p> <p>また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対し要望しています。</p> <p>軽度者への生活援助サービス等に係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討することとされており、本市も国の動向を注視します。</p> <p>第 3 項（2）（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>介護保険の保険料については、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けており、上限額については、世帯全員が市民税非課税等の所得の低い方への配慮として、低く設定されています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項(3)(長寿社会部長寿支援課、介護保険課、介護事業者課)</p> <p>本市では、介護人材の確保及び育成支援の一環として、介護職員がやりがいを感じながら長く働くことができるよう、市内の介護事業所における労働環境の改善や業務効率の向上につながる取組を支援し、介護人材の定着や、介護に対するイメージの向上、魅力発信につながるような取組を実施しています。</p> <p>また、国制度として介護職員の処遇改善を図る加算制度である介護職員等処遇改善加算を実施しており、本市としても取得促進のため、制度周知に努めています。なお、令和8年6月からは、新たに居宅介護支援等のサービスが算定対象に加わる予定とのことです。その他、今年度においては、大阪府、大阪市と連携し、当該加算の取得促進を図るための介護事業所等への専門家による個別相談等を実施しています。</p> <p>今後も、介護職の魅力発信や理解に関する啓発、職場環境の改善に向けて引き続き取り組みます。</p> <p>第3項(4)(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>令和6年度の介護報酬改定では、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、報酬単価が一部引き上げられました。</p> <p>本市では、国が示す基準の単価を踏まえ、地域の実情や事業所の運営状況、利用者ニーズを総合的に勘案しながら、報酬単価の設定を行っています。今後も、専門職によるサービスの質の確保と持続可能な事業運営の両立をめざし、必要に応じて報酬単価の見直しを検討します。</p> <p>第3項(5)(長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課)</p> <p>公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものと考えています。引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p> <p>第3項(6)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>各区役所間での認定調査の協力等、認定事務を効率的に行い、できるだけ早期に認定決定ができるよう、引き続き取り組みます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（7）（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、全国の政令指定都市平均の約6,500円と比べて高い水準であったことから、令和3年4月に上限価格の改定を行いました。今後も国や他市の状況等を踏まえ、事業の在り方を検討します。</p> <p>なお、本事業は紙おむつと交換可能な給付券を交付するものであり、過去に遡及しての給付は困難ですのでご理解ください。</p> <p>第3項（8）（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険審査会については介護保険法第184条の規定に基づき大阪府に設置されています。したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となります。</p> <p>第4項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>本市の子ども医療費助成制度の一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に、各日500円までの負担をいただいていたましたが、平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これらの一部負担金は、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入された制度となっています。</p> <p>また、本市独自の取組として、対象年齢18歳までの拡充、所得制限の撤廃、入院時食事療養費の助成を実施しています。更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子育て施策に対する国や府の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（1）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、生活の場となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>具体的には、グループホームの創設に対し、国庫補助の活用に加え、本市独自で整備費の上乗せを行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化として、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所が手厚い支援ができるよう、生活支援員の増員や看護職員の配置等に要する経費に対する補助を行っています。</p> <p>なお、グループホーム以外の暮らしの場については、全国的に障害者入所施設から地域生活への移行を進めていることもあり、入所施設の新たな設置は検討していません。一方で、国において、グループホームにおける強度行動障害への対応強化や一人暮らし等に向けた支援の充実が明確化されたことから、地域生活支援拠点等の機能の充実をはじめとする取組を進めます。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めます。</p> <p>第5項（2）（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）</p> <p>令和6年度報酬改定において、感染症等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築できるよう、障害者支援施設等において、感染症発生時に備えた平時からの対応や、新興感染症等の発生時に、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価する加算が新設されています。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（3）（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>本市では、福祉事業所への発注機会の拡大に向けた取組として、各部局に対し、市の優先調達方針の趣旨を説明し、その趣旨を理解の上、障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえよう働きかけています。</p> <p>その取組の一環として、庁内ホームページでは各事業所の授産活動内容を紹介しており、庁内掲示板を活用した優先調達制度の周知や、障害者施設のネットワークが運営する、アンテナショップパッセにおける授産製品の電子カタログ販売についての案内も行っています。</p> <p>合わせて、アンテナショップパッセにおいて製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しており、今年度も12月に、堺市役所本庁1階において開催しました。</p> <p>また、イオンモール堺鉄砲町の店舗スペースを市が借り上げ、パッセネットワークの店舗を設けることにより販売場所の提供を行っています。</p> <p>他にも、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは各事業所と企業とのマッチングを継続しています。</p> <p>また、市内の授産活動の啓発にかかる取組として、今年度も2月7日に啓発イベント「堺じゅさんフェスタ」を、健康福祉プラザで開催し、多くの方に授産製品を知っていただく良い機会となりました。</p> <p>今後も各事業所と連携し、授産製品の販路拡大や工賃の向上、更なる周知啓発を図ります。</p> <p>第5項（4）（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催するなど、人材確保の支援に努めています。</p> <p>また、「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。</p> <p>さらに、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助や、令和6年度には、国庫補助を活用し、「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業」として、社会福祉法人等が個別に実施していた採用等の負担軽減を図るため、複数の事業所が協働して実施する人材募集等の取組に対する補助を行いました。</p> <p>なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（1）（健康部健康推進課）</p> <p>がん検診の自己負担金無償化は、令和8年度も継続できるよう当初予算案に計上しています。今後も効果検証を行い、無償化の継続も含めて、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。</p> <p>また、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、胃がん・子宮頸がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としています。前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続を行うことで受診できます。</p> <p>第6項（2）（健康部健康推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市では、妊娠届出時に全数面接で妊娠中の歯科検診受診勧奨を行っています。妊婦教室開催時に妊婦歯科相談を実施し、歯と口の健康と全身の健康管理の助言や、かかりつけ歯科医での定期的な検診受診についても啓発しています。妊娠中の歯科検診受診率は増加傾向であり、今後もより多くの妊婦が、検診受診するよう啓発に注力します。</p> <p>健康増進法に基づく健康増進事業実施要領では、歯周疾患検診の対象年齢を20歳から70歳までの10歳刻みとしています。本市の成人歯科検診においては、20、25、30、35、40、50、60、70、71～74歳、及び75歳以上の生活保護を受給する方、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯に属する方を対象に、対象を拡充して実施しています。</p> <p>費用については、保健センターの妊婦歯科相談は、無料で実施しています。成人歯科検診は、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定していますが、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯に属する方につきましては無料としていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第6項（3）（健康部健康推進課）</p> <p>特定健康診査は、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診であり、聴力検査は基本的な健診項目の対象外となっています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当し、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>特定健康診査は、各保険者が実施しており、医療機関において受診者の加入保険等資格の確認が必要です。そのため、本市では堺市国民健康保険に加入する対象者に受診券の送付を行っています。また、受診券の送付時に特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットを同封するなど、分かりやすく案内することで特定健康診査の受診につながるよう取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（4）（健康部健康推進課）</p> <p>各種健（検）診については、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の300件以上の健診実施医療機関で受診でき、あらかじめ日時、場所を決めて集団で行う移動健（検）診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。</p> <p>今後も、受診者数の状況を鑑みながら、健（検）診を受けやすい環境の整備に取り組みます。</p> <p>第6項（5）（保健所感染症対策課）</p> <p>高齢者の带状疱疹ワクチンは予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として65歳以上の方を対象に受益者負担の観点から、接種費用の一部をご負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますのでご理解をお願いします。</p> <p>本市としては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、受益者負担の観点も踏まえ、現在のところ、高齢者の带状疱疹ワクチンの助成の引き上げや対象年齢を見直す予定はありません。</p> <p>また、新型コロナウイルスの予防接種についても同様の趣旨から、自己負担金を設定していますのでご理解をお願いします。今後も予防接種の実施については、国の動向を注視します。</p> <p>第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護の相談を受けた各区生活援護課が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p> <p>第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用しますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応します。</p> <p>第7項（3）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護の基準は国において定めることとなっており、資産活用や就労支援に関することについても国が示す基準や通知に基づいた運用を行います。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（4）（生活福祉部生活援護管理課） ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施のため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施しています。加えて、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど、法令を遵守した丁寧な窓口対応に努めます。</p> <p>第7項（5）（生活福祉部生活援護管理課） 経済面等お困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へと繋ぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を各区役所の生活援護課に設置しています。 どこに相談したらよいか分からない等の場合は、お住まいの区の「生活相談コンシェルジュ」へご相談いただけます。</p> <p>第7項（6）（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護の基準は国において定めることとなっており、今後も国が示す基準や通知に基づいた運用を行いますが、生活保護法の目的である最低生活の保障の観点から、本市としてはこれまでも保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算・夏期一時金の新設、冷暖房器具購入費（家具什器費）及びエアコンの修理費用（住宅維持費）の支給等について、改正意見等で国に対し検討するよう要望しており、今後も継続します。</p> <p>第7項（7）（生活福祉部生活援護管理課） 住宅扶助の上限額については、国から各自治体へ通知されており、本市に対しては単身世帯において月額38,000円と定められています。住宅扶助を含め、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることについて、国に対する要望を継続して行います。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（1）（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>保育士等の処遇改善は、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行っています</p> <p>また、保育士等の配置については、本市独自の運営補助金において、国の基準を上回る人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p> <p>待機児童数については、国が定めた全国共通の定義により取りまとめた上で公表しています。なお、本市では、申込みの結果、利用に至らなかった「未利用者」の方の人数を内訳も含めて公表しています。引き続き、わかりやすい情報発信に努めます。</p> <p>第8項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費等について、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。</p> <p>第8項（3）（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、平成29年度から「さかいこども食堂ネットワーク」を形成し、こども食堂の開設に要する経費への補助金（開設支援補助金）の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者等と交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、こども食堂応援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しました。この寄附金を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。併せて、食材の支援として常設型の「こども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄附に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有（管理）者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。</p> <p>また、令和5年度からは開設3年を経過したこども食堂を対象に物品等の追加・更新費の助成やこどもの居場所づくりの一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。</p> <p>今後も、さかいこども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各こども食堂が主体性をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施していきます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（4）（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>こども誰でも通園制度については、利用児童の安全を確保するため、事前に市が認可を行った施設において実施します。認可に当たっては、設備運営基準に基づき、施設の設備や面積、職員配置のほか、緊急時対応を含む運営規程の整備状況等を確認しています。</p> <p>また、利用開始に当たっては、保護者・利用児童・施設の三者による面談を行い、こどもの発達状況やアレルギー等への対応を確認するほか、医療的ケアが必要な場合には、本市のガイドラインに沿った対応を行います。</p> <p>今後も実施状況を踏まえて制度の課題を整理し、必要な環境整備に努めます。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>本市では、高齢者や障害者の方で自ら所定の場所へごみ出しすることが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へごみ出しのサポート「ふれあいサポート収集」を実施しております。令和5年1月23日からは、「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、新たに70歳以上の高齢者のごみ出し支援を強化するため、対象者を拡大しました。</p> <p>中高層住宅の戸別収集についても、ごみ出しの困難な方については「ふれあいサポート収集」に基づき対応しております。</p> <p>見守り等の対応については、2回連続してごみ出しがない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <p>対象者の要件については、引き続き粗大ごみ及び生活ごみ、資源等の「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。</p>			

番 号	陳情第3号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。</p> <p>第11項（学校管理部学校給食課） 本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、令和8年度から小学校及び特別支援学校小学部全学年の学校給食費の恒久的な無償化を予定しています。 また、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度については、中学校及び特別支援学校中学部全学年の学校給食費の無償化を予定しています。</p> <p>第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、本市の事業として、価格と技術提案を総合的に評価する総合評価一般競争入札により契約を締結し、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。業務仕様書においては、業務の詳細のほか、業務従事者の配置等実施体制、緊急時の連絡体制、業務従事者に対する研修など児童の安全確保や健全な育成を目的とした詳細な事項を記載しています。今後も、児童の最善の利益を最優先に据え、児童が健やかに育ち、自分らしく成長できるよう支援を行います。また、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。 なお、放課後児童対策等事業指導員の処遇については、人材確保・定着を進めるうえで非常に重要と考えています。そのような中、本市では業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」（月額9,000円相当の賃金改善）を活用し、運営事業者に対し、確実に指導員に支払うよう業務仕様書で定めています。</p>			

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月24日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>堺市議会では、各議員及び会派において行う政務活動として、また、各委員会の所管事項・設置目的に応じて国内各都市の行政実情を調査視察するため、議員(委員)を派遣し、その成果を議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させ、もって議決機関として議会機能の向上を果たすよう取り組んでいます。各議員において先進事例等の視察で得た知見について、本会議や委員会で質問等を行うことで、執行部に共有し、施策への反映に資する活動を行っています。</p> <p>また、昨年度には議会力向上会議において、堺市議会基本条例に基づき議会の役割や活動を市民に分かりやすく発信し、市民の理解を深め参画を促していくことが必要との観点から、議会における広報・広聴機能の強化の方針及び取組をまとめ、現在、その取組について順次協議を行っています。</p> <p>市民の議会活動への認知・関心の向上に向けた取組として市議会ホームページの充実も取組項目としており、今後も引き続き協議を行う予定ですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>なお、政務活動費を充当して行った行政視察の調査報告書については、本市議会ホームページにおいて公開しています。</p> <p>第2項</p> <p>堺市議会傍聴規則については、議長が定めますが、その見直しについては、今年度の議会力向上会議の協議項目として位置づけ、協議を行いました。協議に当たり、全国市議会議長会等における標準傍聴規則の改正を踏まえ、現在の社会情勢等に照らし、また、傍聴環境の整備を図り、本市議会への多様な人材の参画を促すという視点で議論が行われました。</p> <p>令和8年1月14日の同会議において協議を終え、傍聴規則改正案を取りまとめ、令和8年2月12日の議会運営委員会において改正案を決定し、翌13日に施行しています。</p> <p>議会力向上会議については傍聴も可能であり、関係資料及び記録抄も本市議会ホームページで公開しており、どなたでもご覧いただけます。本市議会では、市民が議会の活動に参加する機会の充実にも取り組んでいますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月24日
<p>(審査結果)</p> <p>第3項</p> <p>定例会において審議する請願・陳情以外に議会へいただいた意見については、議会局から正副議長へ報告した後、各会派等へお知らせしています。議会において議員間で協議を経た結果、いただいた意見のとおりとならない場合もありますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>第4項</p> <p>子どもの権利条例については、本市議会の本会議や委員会にて、市長部局での条例制定の必要性、子どもの権利条約の趣旨に則った施策の推進等について、議論が行われています。</p> <p>二元代表制の一翼を担う本市議会においては、堺市議会基本条例の理念のもと、市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うなど、議会としての役割を果たしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>第5項</p> <p>本市議会では、令和6年2月14日の議会運営委員会において、本市議会のハラスメント防止条例制定に向けた議論を行うべきとの提案を受け、議会力向上会議にて条例制定に向けて検討を行い、現在、議会運営委員会において、協議を継続しています。</p> <p>なお、議会力向上会議については傍聴も可能であり、これまでの協議・検討状況については、関係資料及び記録抄も本市議会ホームページで公開しており、どなたでもご覧いただけます。</p> <p>今後も、条例の早期制定に向け、引き続き協議を行いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>個人情報の保護に関する法律は、行政機関等が保有する個人情報をあらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うこと、また取得に際して利用目的を明示すること等を基本原則としています。</p> <p>本市においても、個人情報の流出防止の観点から、各課の個人情報取扱事務において、こうした法の基本原則が守られているかを定期的に点検し、また、機会あるごとに注意喚起するなど適正な取扱いの徹底に取り組んでいます。</p> <p>傍聴が可能な審議会等では、必要に応じて傍聴者の個人情報（氏名等）の記載を求める場合があるため、記載の必要性の有無や、記載が必要な場合であっても取得項目の最小化や利用目的の具体的明示等を改めて確認し、規定や運用を適宜見直すよう全庁に周知します。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、令和7年3月に策定した「堺市こども計画」において、「こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進」を掲げており、こどもを権利の主体とし、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を実現することを根幹に全ての施策を推進しています。</p> <p>本計画のもと、こども・若者の権利保障の考え方が、各部局における施策立案や事業実施において適切に反映されるよう、職員への理解促進や浸透を図っています。今後も、本計画を本市における基本的な行動の指針として、庁内における意識醸成のみならず、地域社会全体への周知・啓発等に、庁内外関係機関と連携してより一層取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（文化国際部国際課）</p> <p>本市では、外国人の抱える課題・ニーズ等を把握し、日本人と外国人が相互に理解し合い、安全・安心に暮らせる社会を実現する上での基礎資料とするため、「国際分野に関する市民意識調査」を個別に実施しています。同調査は堺市内に住民登録のある18歳以上の外国人を対象としており、直近では令和6年度に実施しました。</p> <p>また、日本で生活する外国人に対しては言語面でのサポート及び日本の制度や文化への理解促進が必要であると認識しており、外国人に対する多言語での相談対応や日本語の普及に取り組んでいます。</p> <p>これらの取組を通じた情報収集をはじめ、庁内関係部署、地域や専門家等との連携により、外国人対応に関する情報や課題を共有し、在住外国人を取り巻く状況の把握に努め、引き続き多文化共生施策の取組を進めます。</p> <p>（参考）堺市ホームページ「令和6年度 堺市国際分野に関する市民意識調査」 https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/kokusai/kokusaikakeikaku/kokusaibunya_siminisikichosa.html</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（広報戦略部広報課）</p> <p>広報さかいは「安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙」をコンセプトに、市の重要施策や市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報などを分かりやすく興味をもって読んでいただけるよう発信しています。</p> <p>紙面はシンプルな文章表現を心掛け、写真やイラスト、図表を効果的に用いることで、事業の内容や魅力が伝わるよう作成しています。また、限られた紙面で多くの市政情報を効率的にお伝えするため、二次元コードを活用し、詳細な情報はホームページへ誘導しています。</p> <p>今後も読みやすく魅力的な紙面となるよう工夫を重ね、より一層の充実に努めますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（行政部行政総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）</p> <p>視覚に障害のある方が安心して来庁できる環境の整備は、重要であると認識しております。</p> <p>音声案内については、移動支援に資する手段の一つと考えられますが、庁舎全体へ導入するに当たっては、既存設備との整合（放送設備、電源、配線、音環境、運用体制等）の確保や費用など、解決すべき課題が多く、現時点での導入は難しいと考えています。</p> <p>また、来庁時のサポート体制についても、有効な手段であると考えられるものの、業務の性質上専門性を要するため、現行の人員体制では支援を行う職員を常時配置することは難しいと考えています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、視覚障害者の方をはじめ、誰もが利用しやすい庁舎となるよう、引き続き適切な庁舎管理に努めます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（財政部財政課）</p> <p>本市では、子育て支援や市内各エリアの魅力創出などの施策を更に推進するため、国の施策・予算について提案・要望活動を実施しています。「令和8年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」においては、人件費、扶助費、物価や労務単価の上昇等による物件費の増加の影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>期日前投票制度の浸透に伴い、全投票者数に占める期日前投票所の利用者数の割合は増加しており、期日前投票所の増設は、有権者の利便性の向上に資するものと認識しています。</p> <p>任期満了の選挙については、今後も区選挙管理委員会と協議しながら、運営できる人員体制を確保し、期日前投票所の増設ができるよう取り組みます。</p> <p>また、バリアフリーの観点からスロープの設置等、高齢者や障害のある方が投票しやすい環境の整備にも努めています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）</p> <p>本市における避難所となる市立学校体育館への空調整備については、当初、令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があることから、整備に要する人員体制の強化などにより、令和7年度から10年度までの4か年で整備完了するように前倒しします。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（市民生活部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の推進、地域の振興、住民相互の交流を図ることを目的として設置している施設であり、お住まいの区域にかかわらずどなたでもご利用いただけます。公民館を新たに設置する予定はございませんが、市内に設置している6つの公民館を学習活動やコミュニティ活動の場としてご活用ください。</p> <p>ご利用に際しては、お住まいの地域によっては距離があり、ご不便をおかけする場合がございますが、今後も市民の皆様にとって身近で利用しやすい生涯学習施設となるよう努めますのでご理解をお願いします。</p> <p>第7項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>選択的夫婦別姓制度については、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏（姓）に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされており、国において検討、議論されるべきであると考えています。今後も国の議論や司法の動向等について情報収集に努めます。</p> <p>第8項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>コロナ禍で顕在化した「生理の貧困」問題は、単に、経済的な理由で生理用品を購入できないということだけでなく、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題です。その課題には様々な背景や事情があると考えられ、困難や不安を抱える女性が相談しやすい環境を整備し必要な支援につなげることが重要です。男女共同参画センター及び男女共同参画交流の広場では、様々な不安や悩みを抱える女性に対し、専門の相談員による相談・支援を実施しており、相談の中で必要に応じて生理用品をお渡ししています。また、相談・支援につながりにくい若年層を対象に、若者が多く集まるイベントにおいて、相談窓口案内シールを貼付した生理用品を配布しています。</p> <p>学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合に、生理用品を配布する際に、必要に応じて児童生徒の心身の健康状態等の把握など、保健室等で対面により個別に対応することが適切であると考えています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、今後も引き続き後援や協働などを通じ協力します。</p> <p>学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、我が国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、子どもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。</p> <p>第10項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ施策に取り組んでおり、「核兵器禁止条約」についても、本市も加盟している平和首長会議から日本政府に対して署名・批准を求めています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（保健所感染症対策課）</p> <p>高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンは予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として65歳以上の方を対象に接種費用の一部をご負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますのでご理解をお願いします。</p> <p>本市としては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、受益者負担の観点も踏まえ、現在のところ、高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンについて対象年齢の60歳への引き下げ、公費補助額、2回目以降の公費補助や後期高齢者の対象年齢の見直しを実施する予定はありません。今後も予防接種の実施については、国の動向を注視します。</p> <p>第12項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>本市独自の負担軽減については、令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、本市独自で保険料率を引き下げることや負担軽減策を講じることはできませんが、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から大阪府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p> <p>自治体独自減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しており、独自の減免制度を設けることは考えていません。</p> <p>第13項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課）</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市では、介護保険料の負担軽減のため、第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の改定等、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。</p> <p>また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の上昇を抑制する財政支援措置を講じるよう、国に対して要望しています。</p> <p>第15項（長寿社会部介護事業者課）</p> <p>特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、事業者の公募により進めています。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。</p> <p>今後も、堺市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホームの施設整備に努めます。</p> <p>第16項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課）</p> <p>高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の賃金等労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図ることは、全国的な課題であることから、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。</p> <p>保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部長寿支援課）</p> <p>低所得の単身女性高齢者を含む生活困窮者に対して、本市では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者の生活状況を聞き取り、相談支援や就労支援、家計改善支援等、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。</p> <p>また、本市では高齢者の総合相談窓口として市内に21か所の地域包括支援センターを設置しており、さまざまなお困りごとの相談に対応しているほか、地域での日頃の活動を通じて支援が必要な高齢者の把握に努めています。あわせて、民生委員や自治会等をはじめとした地域の関係者が見守りを必要とする高齢者に気づいた場合、地域包括支援センターに情報を伝えることで適切な支援につなげることができるよう、顔の見える関係を通して地域全体での支援のネットワークを構築しています。</p> <p>第18項（健康部健康医療政策課）</p> <p>性暴力被害に遭われた方が身近なところで支援につながるできるよう、本市では、堺市立総合医療センターが、大阪府が令和7年度から委託事業として設置した「大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（ウィズユーおおさか）の協力医療機関となっています。同センターでは、女性職員が24時間365日対応する性暴力被害者医療受診専用ホットラインを開設しており、「ウィズユーおおさか」と連携しながら被害者支援に取り組んでいます。</p> <p>第19項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>大仙公園内の平和塔は、先の大戦で犠牲になられた方々の御霊を慰め、恒久平和を祈念するために建立されたものであり、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えていく上でも重要な場所であると認識しています。</p> <p>平和塔に関する情報については、本市のホームページによる発信のほか、平和塔前広場北側において、平和塔及び礼拝堂の建立趣旨等を説明する掲示板により、来園者への周知を行っています。</p> <p>また、例年、8月15日の終戦記念日には、礼拝堂を開放し追悼の場を設け、礼拝堂前に献花台を設置しています。あわせて、広報さかいを通じて周知を行いながら、平和の尊さや大切さを広く伝える取組を行っています。</p> <p>ご提案のありました新たな掲示物やパンフレットの作成については、現時点では予定していませんが、平和塔の趣旨が来園者に伝わるよう、引き続き、本市のホームページや広報さかいで周知を行います。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課）</p> <p>保育人材確保や就業継続促進に向けて、令和8年度当初予算案では令和8年度から令和10年度までに採用された1年目及び2年目の新卒保育士等を対象に市独自で応援金を支給するための経費を計上しています。</p> <p>また、従前から指定保育士養成施設と連携し、市内の民間教育・保育施設が参加する学内フェアの開催や、学生に保育の現場を体験いただくプレ保育士事業を実施しています。</p> <p>今後も、新たな施策とあわせて指定保育士養成施設との連携を一層強化し、質の高い保育人材の確保に努めます。</p> <p>また、保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>なお、令和5年度以降これまで、安全・安心な保育体制の強化や保育教諭等の負担軽減を図るため、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要するこどもの支援体制の強化やスポット的な支援者の配置支援、配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援のための補助単価の拡充、延長保育事業等の補助単価の拡充等を行いました。</p> <p>また、令和8年度当初予算案では、配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援として、保育教諭等を更に1人加配できる配置支援や調理員の配置の充実のための補助単価を拡充する内容としています。</p> <p>引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っただけのような環境整備に取り組みます。</p> <p>なお、保育士等の処遇改善等施設運営に必要な人件費は本来、国が公定価格において担保すべきものであり、人事院勧告に準拠した改善として、公定価格における人件費の引き上げが、令和4年度に1.2%、令和5年度に5.2%、令和6年度に10.7%、令和7年度に5.3%と、それぞれ行われています。国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>第21項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市の女性相談員は、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」いわゆる女性支援法に規定されている女性相談支援員として、DV等の暴力、離婚、生活困窮など、日常生活を営む上で様々な悩みを抱える女性について幅広く相談に応じ、関係機関と連携して支援対象者が自立して暮らすことができるよう、寄り添いながら継続的に支援を行っています。</p> <p>今後も複合的な課題を抱える相談者に適切な対応ができるよう庁内外の様々な研修への参加などにより、女性相談員の更なる資質向上に努めます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（都市計画部都市計画課、都市整備部拠点整備課、都心未来創造課）</p> <p>都市計画マスタープランでは、めざすべき都市像として「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」を掲げています。</p> <p>この都市像の実現に向けた拠点整備の実施に当たり、市民、事業者、行政など多様な主体と取組の方向性を共有するためのビジョンや方針等を策定しています。</p> <p>策定に当たっては、地域の方々へのアンケート調査やワークショップの実施に加え、パブリックコメント等を通じて、広く市民の皆様のご意見を伺い、それらをビジョンや方針に反映しています。</p> <p>都心や中百舌鳥をはじめとする各拠点においては、これらのビジョンや方針に基づき、地域の現状や課題を把握し、地域住民の皆様と意見交換等を行いながら、事業の進捗に必要な計画の策定や個別の検討を進めています。今後の事業実施の段階においても、地域住民等の皆様と協議・調整を図りながら、安心・安全で魅力ある拠点整備を進めます。</p> <p>第23項（住宅部住宅施策推進課、大仙西地区整備室）</p> <p>市営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、低額所得の単身者や高齢者・障害者・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として整備していますが、全ての人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保と、安定的な居住環境整備のためには、市営住宅以外の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を含む住宅ストック全体を有効に活用することが必要と考えます。</p> <p>引き続き、本市の住宅ストック全体で、重層的な住宅セーフティネットの確保に取り組みます。</p> <p>第24項（交通部交通政策課）</p> <p>SMI都心ラインは、深刻化するバス運転士不足に対応し、公共交通の維持・確保に加え、バスの利便性向上やバリアフリー化など、全ての人々が移動しやすい環境の構築を図る取組です。人口減少や高齢化が進む中、バス運転士の確保は難しくなっており、堺シャトルバスをはじめ市内路線では減便が進んでいる状況です。</p> <p>自動運転技術を活用することで、高頻度運行を行う堺シャトルバスの運行サービスを維持・向上し、将来的には他の路線にも省人化の効果を広げ、地域公共交通の維持・確保につなげることをめざします。</p> <p>また、大小路筋での実証実験で得られる知見は、他の路線や地域にも応用でき、持続可能な公共交通の実現につながるものと考えています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（交通部交通政策課）</p> <p>昨今のバスの減便は、全国的に深刻化している運転士不足等を主な要因として発生しており、本市においても同様の影響を受けています。そのため、本市では運転士等の担い手確保に向けて交通事業者と連携し、バス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等に取り組んでおり、今年度はハローワーク、大阪府と連携した職業セミナーを実施しています。また新たな支援として、路線バス事業者を対象にバス運転士への住居費支援に要する費用の一部に対する補助を来年度予算案に計上しています。</p> <p>また、利用者の減少等に伴い路線の維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して運行費用を補助し、路線の維持確保を図っています。さらに全ての人が利用しやすいノンステップバス等の導入支援、おでかけ応援制度の実施など、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。</p> <p>本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性・安全性の向上及び利用促進に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課）</p> <p>自転車は原則車道通行であり歩道通行は例外であるという観点に基づいて自転車通行空間の整備を進めており、主に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示を設置するなど、自転車及び歩行者の安全性を高めるための取組を引き続き進めます。</p> <p>自転車ヘルメットの着用は重要であることから、区民まつりや交通安全教室など様々な機会を捉えてヘルメット着用啓発を行っております。また、自転車ヘルメットの購入支援として、自転車教室等の講習参加者を対象に民間事業者と連携して購入割引券を配付しており、申請などの手続き不要で、ヘルメットの購入時に割引を受けることができます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第27項（中央図書館総務課）</p> <p>現在、堺区では中央図書館と堺市駅前分館のほか、青少年センター図書室、人権ふれあいセンター舳松人権歴史館人権資料・図書室の2つの図書施設、移動図書館、予約資料の受取・返却ができる図書館カウンター堺東で図書館サービスを実施しており、中央図書館は堺区の区域図書館の役割を担っています。</p> <p>令和7年12月に、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」及び、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、教育委員会として「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。</p> <p>「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務等の全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の2つの機能に整理しました。</p> <p>それぞれの機能をより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を大仙公園周辺エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。</p> <p>令和8年度には、市民意見の聴取、堺市立図書館協議会からの助言や先進事例等を踏まえ、「(仮称)中央図書館パブリックサービス機能基本構想」を策定します。</p> <p>第28項（学校管理部学校給食課）</p> <p>本市では、学校給食が子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、令和8年度から小学校及び特別支援学校小学部全学年の学校給食費の恒久的な無償化を予定しています。</p> <p>また、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度については、中学校及び特別支援学校中学部全学年の学校給食費の無償化を予定しています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（教職員人事部教職員企画課、教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では、学校園における働き方改革を推進するため、令和6年3月に「堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針」を策定し、9つの項目を重点取組として進めています。教員の時間外勤務は、これまでの各種取組によって減少傾向にありますが、長時間勤務の教員は依然として多く、深刻な状況であると認識しています。教員がこどもに向き合う時間を確保するため、更なる校務の効率化等を進めます。また、教員の処遇改善については、令和8年1月から教職調整額の段階的な引上げを行いました。</p> <p>現在、小学校において全学年で35人以下の学級編制を行っており、中学校においても、全学年で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。また、中学校については、国において令和8年度から35人以下の学級編制を順次導入するとの方針も示されています。</p> <p>さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保等、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。</p> <p>教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。</p> <p>第30項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>「地方自治法（昭和22年法律第67号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されており、本事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用しています。価格と技術提案を総合的に評価する総合評価一般競争入札により契約を締結し、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。</p> <p>また、運営事業者に変更が生じる可能性があることは前提としつつ、事業の安定運営や業務従事者の継続雇用等の観点から、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。今後も、児童の最善の利益を最優先に据え、児童が健やかに育ち、自分らしく成長できるよう支援を行います。</p> <p>なお、児童の遊びや生活の場の確保については、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課）</p> <p>スペシャルサポートルームは、不登校児童生徒の支援のみならず、不登校の兆候がみられる児童生徒への早期支援にも寄与する施策であると考えています。設置については、人員不足や場所の確保が困難なことから進んでいませんが、令和8年度から「スペシャルサポートルーム」で学習支援等を行う支援員を試行的に配置します。</p> <p>学校外の居場所である教育支援教室では、令和8年度から入室対象学年を小学校4年生以上から小学校1年生以上に拡充し、指導員を増員します。また、区役所が運営する居場所やフリースクール等の民間施設といった学校外の様々な居場所の情報収集・情報提供を行うなど、関係機関と連携した不登校児童生徒の支援を行っています。</p> <p>第32項（学校教育部教育課程課）</p> <p>学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。</p> <p>現在、小・中・支援学校の学校図書館は、各校に週2日の学校司書配置に加え、学校図書館サポーターを回数配当しています。また、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置についての検討を行います。</p> <p>第33項（学校教育部教育課程課、教育センター能力開発課）</p> <p>本市教育委員会では、各種調査結果から児童生徒の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、学校では、指導の改善・充実に役立てることができると考えています。</p> <p>なお、チャレンジテストは、テスト結果を個人の評定に直接反映するものではなく、示された学校ごとの「評定平均の範囲」を活用して、各校における評価活動の改善と充実をはかるものです。本市では、大阪府が示す実施の目的を考慮し、公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保するために参加しています。</p>			

番 号	陳情第5号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第34項（学校教育部学校保健体育課）（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解しあうことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も含め心身の状態に応じて必要なサポートを得られるような支援が求められます。本市では、全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>学校における性に関する教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説や、それらに基づいた教科書等を用いて、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意して実施しています。</p> <p>加えて、教育委員会において、各小・中学校に助産師を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、性の問題行動に対応するための講習会等を行っています。</p> <p>今後、文部科学省の動向を注視し、指針や情報が示されればそれらも参考にし、学校における包括的性教育の指導内容について、研究を進めます。</p> <p>第35項（学校教育部教育課程課、総務部総務課）</p> <p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p> <p>第36項（学校教育部教育課程課、中央図書館総務課）</p> <p>子どもたちの教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校で編成したうえで行われています。なお、本市教育委員会事務局においては、「はじめての防衛白書」の送付及びこのことについての防衛省からの通知は受けておりません。</p> <p>本市図書館は、図書館法第2条に基づく公立図書館として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために図書等必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供しています。資料の収集は、「堺市立図書館資料収集管理方針」に基づき行っています。収集にあたって、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう留意しています。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	HPV等ワクチンについて		
<p>第1項（1）（保健所感染症対策課）</p> <p>HPVワクチンのリスクやデメリットに関する情報は、厚生労働省等が公表している科学的知見に基づいた正確な情報を、本市ホームページ等で提供するように努めています。今後も市民の方により分かりやすい内容となるよう工夫を重ねます。</p> <p>第1項（2）（保健所感染症対策課）</p> <p>HPVワクチン接種後に生じた症状や健康被害については、国において継続的かつ専門的な調査、検証が行われており、予防接種法に基づいた副反応疑い報告制度や協力医療機関によるサーベイランス調査を実施し、ワクチン接種との因果関係について医学的・科学的見地から審議、評価が実施されていることから、本市としまして健康被害実態調査の実施予定はありませんが、今後も国の最新の知見や通知を注視しつつ、市民の方からの相談に丁寧な対応を行います。</p> <p>また、副反応疑い報告書の提出のあった方には現在の状況確認を行い、必要に応じて予防接種健康被害救済制度をご案内します。</p> <p>第1項（3）（保健所感染症対策課）</p> <p>現在掲載しているHPVワクチンの動画は、産婦人科の専門医に作成していただき掲載しているもので、高校生向けに生理のしくみや子宮頸がんの現状、ワクチンの効能又は効果、副反応について厚生労働省の資料等を用いてわかりやすくまとめられているため、引き続き活用したいと考えています。</p> <p>第1項（4）（保健所感染症対策課）</p> <p>現在、本市ホームページではHPVワクチンは、予防接種に関するページで、子宮頸がん検診は、がん検診等の検診制度や受診方法等を案内するページで情報発信を行っています。</p> <p>ご意見のとおり、本市においても子宮頸がんの予防と早期発見には、HPVワクチン接種に加え、定期的な子宮頸がん検診の受診が重要であると認識しています。</p> <p>HPVワクチンのページへの子宮頸がん検診の記載については、子宮頸がん検診の内容もご案内できるように工夫し市民の方にとってわかりやすい情報提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局
件 名	HPV等ワクチンについて		
<p>第2項（1）（保健所感染症対策課）</p> <p>予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際の費用が申請の負担であることは認識しています。</p> <p>予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナワクチンの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省との情報共有や大阪府への働きかけ、政令指定都市の会議において意見交換を行いました。</p> <p>また、救済制度申請時の手続の迅速化・簡素化や文書料の助成について、国に対し、関西広域連合、全国衛生部長会、大都市衛生主管局長会議としての要望に加え、本市としても直接、厚生労働省に要望しました。</p> <p>引き続き国に対して粘り強く申請時の負担軽減について働きかけます。</p> <p>第2項（2）（保健所感染症対策課）</p> <p>文書料の支援が行われていない現状において、その費用やご自身の体調面の理由から予防接種健康被害救済制度の申請が負担となっている市民の方がおられることについては認識しています。</p> <p>本市では、堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口を設置し、相談対応を行う中で、健康被害救済制度の内容や申請手続について丁寧に説明し、申請を希望される方に申請書類をお渡ししています。</p> <p>また、体調不良等により医療機関での書類取得が困難な場合には、市から医療機関に制度の趣旨や必要書類について説明するなど、申請に向けた支援を行っています。</p> <p>文書料を含めた申請時の負担軽減については、国による制度的な対応が望ましいことから引き続き国に対して粘り強く働きかけます。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>美原老人福祉センターを含めた堺市立老人福祉センターの入浴事業は、浴場設備の更新に多額の費用を要することや利用者が減少していたことから、令和6年度末で終了したものであり、再開は考えていません。</p> <p>第2項（健康部健康医療政策課）</p> <p>こども急病診療センターは小児の初期急病に対する診察を行い、併設する堺市立総合医療センターと緊密に連携することで、急な発熱や腹痛など日常の病気に潜む重症症例や、急速な重篤化に対応できる体制をとっています。</p> <p>また、小児科医の確保が困難な現状において、開設場所を1か所とすることで、年間を通じた診療体制を維持することが可能となっています。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（環境事業部環境業務課）</p> <p>本市では、各戸収集を推進しておりますが、狭あい道路や袋小路、私道等の理由で収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。</p> <p>ご要望である小型の車両については、2 tパッカー車に比べて非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となり、多額の費用もかかるため困難なものと考えております。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（交通部交通政策課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度であり、平成16年度制度開始以降、利用日や利用回数などの拡充を実施しています。引き続き制度の趣旨に沿った運用に努めます。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、社会参加への支援としてJR、私鉄各社やバス会社等において旅客運賃の割引制度が設けられており、令和5年4月から近鉄、同年10月から南海の私鉄各社に加え、令和7年4月からはJRにおいても、精神障害者手帳所持者への運賃割引制度が創設されるなど、制度の拡充が進んでいます。現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。</p> <p>また、重度障害者が、本市が指定する福祉タクシー等を利用する際に利用料金の一部を助成する「重度障害者福祉タクシー利用料金助成」を行い、障害者の社会参加を促進しています。</p> <p>今後も引き続き、障害者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、障害施策の推進に努めます。</p> <p>こどもについては、子育て世代の利用促進や経済的支援等を目的に、各鉄道・バス事業者等において、年齢別の旅客区分による小児運賃割引制度や、通学用定期券割引制度などが設けられています。そのため、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。</p> <p>今後も引き続き、こどもが健やかに自分らしく成長し、より安心して子育てをすることができるよう、子育て世代の多様なニーズを的確に捉えた子育て支援の充実に努めます。</p> <p>生活困窮者に対しては、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援などを通じて社会参加を促しており、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。</p> <p>今後も引き続き、生活困窮状態からの脱却に向け、生活困窮者に対する支援に努めます。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（交通部交通政策課）</p> <p>本市では、市民の方に積極的にバスを利用していただくため、バス等のおでかけ応援制度や、全ての人々が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援等、限られた市の財源の中で必要と判断する施策を実施しています。</p> <p>ご要望にある全市民を対象にバス運賃を200円均一とする制度を実施する場合、運賃は低廉化される一方で、正規運賃との差額支援に必要な多額の財源の確保や、全市民へのカード等の発行、システムの構築、バスの車載機器の整備・改修等、財政・技術面において大きな課題があり、実施は難しいと考えています。</p> <p>引き続き交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組みます。</p> <p>第6項（1）（交通部交通政策課）</p> <p>SMI美原ラインは、堺都心部と美原都市拠点を結ぶ「拠点間ネットワーク」の機能強化を目的とした取組です。これまでの実証実験の結果を踏まえ、令和9年1月以降の本格運行開始をめざしています。本格運行では、令和7年度の実証実験よりも運行時間帯を拡大し、9時台から20時台までの運行を予定しており、自由目的の移動需要をとらえ人流の活性化に向け、最大限の運行を図ります。利用促進に向けた取組を進めつつ、需要等を検証しながら、運行時間帯や運行頻度の拡大をめざし、運行事業者である南海バス株式会社と協議します。</p> <p>また、美原区役所遠の地域については、生活圏から最寄り駅を結ぶ「地域内公共交通」の役割を担うバス路線をご利用いただき、乗り継ぐなどして目的地へアクセスしていただきたいと考えています。</p> <p>第6項（2）（交通部交通政策課）</p> <p>堺市乗合タクシーの予約締切時間については、運行開始当初、乗車の3時間前としていましたが、利用者の要望を踏まえて委託事業者と調整し、乗車の2時間前とする改善を行っています。現在の乗車の2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間を考慮し設定していますが、更なる改善が図られるよう新たな予約手法について引き続き検討します。</p> <p>また、堺市乗合タクシーの利用時間については、買い物や通院などの日常生活を支える移動手段を確保するため現行の設定としています。堺市乗合タクシーは、既存のタクシー事業者に委託して運行しており、使用している車両は通常営業している車両と共用して運用していることから、一般タクシーの利用が集中する時間帯まで運行時間を拡大した場合、人員・車両の確保や運行コストの増加などの課題があるため、慎重な判断が必要となります。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(3)(交通部交通政策課)</p> <p>バス路線の増便については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されるものと考えており、いただきましたバス路線の増便については、当該地域を運行しているバス事業者にお伝えします。</p> <p>人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少、燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転士不足により、バス事業者の経営環境は一層厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市としては、燃料高騰に対するバス事業者への支援をはじめ、交通事業者と連携しバス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等運転士不足の改善に向けた取組を進めています。また、来年度は期間を限定したおでかけ応援制度の無償化を実施し、公共交通の利用促進を図る予定です。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保につながり、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながると考えています。本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（土木部北部地域整備事務所、道路部道路整備課、サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課）</p> <p>歩道の整備については、歩道が未整備で連続した事業用地が確保できる等の条件が整った交通安全上の対策が必要な道路を対象に事業を進めています。また、用地の取得が困難といった条件の厳しい道路については、水路や道路側溝の暗渠化等により、歩行空間の拡幅を目的とした整備を進めています。</p> <p>自転車通行空間の整備については、自転車ネットワーク計画に基づき進めており、今後も自転車及び歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。</p> <p>本市が維持管理する「中央線」等の白線については、道路形態や土地利用、交通量等により更新頻度が異なることから、道路のパトロールや市民の皆様方からの要望や情報に基づいて、現地を確認したうえで必要に応じて随時修繕を行っています。</p> <p>また、大阪府公安委員会が維持管理する「横断歩道」、「止まれ」等の白線については、本市に市民の皆様方から要望や情報があった場合、管轄の警察署へ引き継ぎ、対応をお願いしています。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（学校教育部支援教育課）</p> <p>市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めた上で整備計画の必要性を含めて検討を進めます。今後も、国及び大阪府教育委員会と連携し、支援を要することもたちが自身に適した多様な進路を選択することができるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの指定管理者の選定について、安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから、北こどもリハビリテーションセンターは「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり公募により選定し、堺市社会福祉事業団を指定管理者として指定しました。</p> <p>南こどもリハビリテーションセンターについては、それまでこどもリハビリテーションセンターの指定管理者を担ってきた堺市社会福祉事業団が蓄積した経験や実績、高度な専門性やマンパワー、ネットワーク等を、本市の障害児施策に最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の提供ができることや、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合であっても、事業団が持つ本市独自の関係機関との連携のルールや利用者の支援における留意点等と新事業者が持つ運営上の新しいアイデア等を随時共有することで、本市全体の障害児支援の充実が期待できるため、非公募とし、堺市社会福祉事業団を指定管理者として指定しました。</p> <p>今回の選定においては、条例の規定どおり公募を前提とし、今回の公募の結果とその後の運営状況等を踏まえ検討します。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置を行います。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>肢体不自由児クラスは単独通園を開始することを踏まえ、医療的なケアが必要なこどもや、姿勢保持が必要なこどもに応じてセラピストの配置、食事等の提供時については、クラス担任のみならず、こどもに応じて様々な専門職を交えて応援体制をとるなど、堺市社会福祉事業団が、適切に職員配置をしています。</p> <p>また、単独通園の拡充により、登園率も上昇していることから、一定の信頼をいただいて運営ができていることと考えています。</p> <p>現状の運営に関して、不安な点がある場合については、先生等にご相談いただき、指定管理者と対応可能な部分について検討します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは南北合わせて18名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後についても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリを利用いただいています。</p> <p>リハビリの提供回数については、診療所の医師の指示により個々のこどもの状況に応じて適正に提供されていると考えていますが、振替や予約等の対応については、各診療所体制等をヒアリングしつつ、柔軟な対応について協議します。</p> <p>第5項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>通園バスについては安全を最優先に、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう毎年送迎ルート等の見直しを行っており、今後も指定管理者とともに、利用者の利便性に配慮した送迎ルートを検討します。</p> <p>G P Sと福祉車両の導入については指定管理者と引き続き検討します。</p> <p>第6項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めており、今年度は一昨年度から引き続き段階的に空調改修工事を実施し、また、受変電設備に係る高圧ケーブル工事も実施中です。</p> <p>第7項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>保護者の就労支援は重要なことと考えていますので、引き続き、療育時間の延長等について指定管理者と対応可能な部分について検討します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>第8項（学校教育部支援教育課）</p> <p>就学相談は、地域の小学校が窓口となって実施していることから、全ての小学校において適切な相談対応ができるよう、説明会や研修等を通じて必要な情報を周知し、対応の統一に努めています。</p> <p>また、各小学校の状況については、就学相談における学校見学や体験、面談等の機会を通して、保護者の皆様に対して適切な情報提供が行えるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、保護者の皆様が安心して就学相談を行える体制の構築に努めます。</p> <p>第9項（学校教育部支援教育課）</p> <p>令和9年度に入学される幼児や保護者の皆様に対しては、令和8年度の就学相談において十分な情報提供や相談を実施します。なお、本市ホームページに百舌鳥支援学校宮園分校開校に係るページを開設し、設置の趣旨や教育方針、施設整備の概要等を掲載しています。</p> <p>就学相談での見学や体験は、就学先決定のための適切な機会となるよう努めます。また、各学校の状況により見学や体験を即時に設定できない場合は、面談等を実施して必要な情報を提供します。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	子ども青少年局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>堺市子ども・子育て会議は、こども・子育て支援に関する様々な事項を調査審議するため、学識経験者をはじめ、子育てに関わる多様な分野の関係者などによって構成されています。</p> <p>会議の構成員については、社会情勢等を踏まえ、随時見直しを行っており、今回は、地域福祉の推進を目的として、地域住民・関係機関・行政と連携した支援体制を構築している堺市社会福祉協議会の関係者や、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の意見を施策へ反映することを目的に、こども・若者委員にも参画いただいております。</p> <p>今後も、こども・子育て施策の充実に向けて、幅広い知見を有する方々にご意見をいただけるよう、委員構成の在り方について引き続き検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>「地方自治法（昭和22年法律第67号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。放課後児童対策等事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほか、事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。</p> <p>また、競争性、公平性を確保する観点から、一者が契約を長期間継続するのではなく、総合評価一般競争入札により最長5年間の契約をしています。</p> <p>第2項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市の放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、業務従事者の雇用は、受託した運営事業者の裁量事項となります。</p> <p>しかし、全国的な業務従事者不足が課題となる中、引継ぎを含め、事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている業務従事者の継続雇用は重要であると認識しています。このことから、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。</p> <p>現在引継ぎ業務の中において、受託した運営事業者と協力しながら、現業務従事者への雇用説明会を開催する等、当事者の意向もふまえながら、継続雇用できるよう努めています。</p> <p>なお、入札結果については、堺市ホームページ「業務委託に係る入札・契約結果等情報」に令和8年3月1日以降掲載予定としています。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第3項(1)(2)(3)(4)(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ(のびのびルーム)」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合っただけでなく、児童の気持ちを見ていただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p> <p>なお、令和7年10月に実施したアンケート結果は、「おやつ提供の希望制」開始の保護者通知と合わせて、堺市ホームページへ掲載しました。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>当該アンケートの結果については、内容を精査し、制度統一の参考資料として活用します。</p> <p>また、制度統一に向けて、毎年度実施している全利用児童及び保護者を対象としたアンケート結果や事業者の意見を参考に、児童の最善の利益を最優先に据えて検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	建設局
件 名	道路工事等について		
<p>第1項(1)(土木部路政課、北部地域整備事務所)(建築都市局開発調整部宅地安全課) 本市が行っている業務は、都市計画法に基づく開発行為の許可、宅地造成の許可を行うことです。 また、道路敷地等の行政財産は地方自治法第238条の4第1項により譲与することができないこととされており、道路敷地を譲与した事実もありません。</p> <p>第1項(2)(建築都市局開発調整部宅地安全課) 職員の市民に対する暴言や威嚇の行為については、当時の担当者に事実確認を行いました。これらの事実は確認できませんでした。 なお、市民の方に対しては丁寧な対応を心がけるよう、引き続き研修などにおいて指導を徹底します。</p> <p>第1項(3)(土木部路政課、北部地域整備事務所) 道路境界は、関係する資料や法務局資料、現況などを調査し、総合的な判断により確定しています。 本件は、道路境界確定申請地所有者と隣接地所有者との間で交わされた土地家屋調査士の証明のある筆界確認書の写し等をもとに、道路との境界点を現地で再現、確認を行い、道路の境界を確定しました。 また、道路境界確定協議は、申請地と道路との境界を確定するものであり、道路部分以外の境界点や民々境界線の辺長等を確定するものではなく、筆界確認書や地積測量図の数値の差異については本市が関知するものではありません。</p> <p>第2項(1)(2)(土木部路政課、北部地域整備事務所) 道路敷地等の行政財産は地方自治法第238条の4第1項により譲与することができないこととされており、道路敷地を譲与した事実もありません。 また、違法な測量を測量士に指示して行わせた事実もありません。</p> <p>第2項(3)(土木部路政課、北部地域整備事務所) 道路境界確定協議は、申請地と道路との境界を確定するものであり、道路部分以外の境界点や民々境界線の辺長等を確定するものではなく、筆界確認書については本市が関知するものではありません。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第 1 項（交通部交通政策課）</p> <p>昨今のバスの減便は、全国的に深刻化している運転士不足等を主な要因として発生しており、本市においても同様の影響を受けています。そのため、本市では運転士等の担い手確保に向けて交通事業者と連携し、バス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等に取り組んでおり、今年度はハローワーク、大阪府と連携した職業セミナーを実施しています。また新たな支援として、路線バス事業者を対象にバス運転士への住居費支援に要する費用の一部に対する補助を来年度予算案に計上しています。</p> <p>また、利用者の減少等に伴い路線の維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して運行費用を補助し、路線の維持確保を図っています。さらに全ての人が利用しやすいノンステップバス等の導入支援、おでかけ応援制度の実施など、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。</p> <p>本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性・安全性の向上及び利用促進に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第 2 項（交通部交通政策課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度であり、平成16年度制度開始以降、利用日や利用回数などの拡充を実施しています。引き続き制度の趣旨に沿った運用に努めます。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、社会参加への支援としてJR、私鉄各社やバス会社等において旅客運賃の割引制度が設けられており、令和5年4月から近鉄、同年10月から南海の私鉄各社に加え、令和7年4月からはJRにおいても、精神障害者手帳所持者への運賃割引制度が創設されるなど、制度の拡充が進んでいます。現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。</p> <p>また、重度障害者が、本市が指定する福祉タクシー等を利用する際に利用料金の一部を助成する「重度障害者福祉タクシー利用料金助成」を行い、障害者の社会参加を促進しています。今後も引き続き、障害者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、障害施策の推進に努めます。</p> <p>こどもについては、子育て世代の利用促進や経済的支援等を目的に、各鉄道・バス事業者等において、年齢別の旅客区分による小児運賃割引制度や、通学用定期券割引制度などが設けられています。そのため、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。今後も引き続き、こどもが健やかに自分らしく成長し、より安心して子育てをすることができるよう、子育て世代の多様なニーズを的確に捉えた子育て支援の充実に努めます。</p> <p>生活困窮者に対しては、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援などを通じて社会参加を促しており、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。</p> <p>今後も引き続き、生活困窮状態からの脱却に向け、生活困窮者に対する支援に努めます。</p> <p>第 3 項（交通部交通政策課）</p> <p>本市では、市民の方に積極的にバスを利用していただくため、バス等のおでかけ応援制度や、全ての方が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援等、限られた市の財源の中で必要と判断する施策を実施しています。</p> <p>ご要望にある全市民を対象にバス運賃を200円均一とする制度を実施する場合、運賃は低廉化される一方で、正規運賃との差額支援に必要な多額の財源の確保や、全市民へのカード等の発行、システムの構築、バスの車載機器の整備・改修等、財政・技術面において大きな課題があり、実施は難しいと考えています。</p> <p>引き続き交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第 4 項（交通部交通政策課）</p> <p>交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、様々なご要望やご意見に対して、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら、可能な限り公共交通の利便性向上及び利用促進を図っています。</p> <p>またバス待ち環境について、路線バスを運行している南海バス株式会社へ確認したところ、「当社では主に駅等の主要なバス停において、上屋（屋根）を設置しています。その他のバス停については、設置費用や維持管理のコスト面等の課題があり、今後の研究課題として承らせていただきます。」と伺っています。なお、南海バス株式会社では、バス停での待ち時間短縮等を目的とした携帯電話等でバスの現在位置をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性向上に努めています。</p> <p>本市では、駅前広場や公共施設等の整備の機会を捉えて、交通事業者等と連携して改善を図っているほか、交通事業者が行う主要な乗継拠点の上屋等の整備に対して、国と協調した補助制度を設けています。バス待ち環境の改善は利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながるものと考えており、引き続き改善に努めます。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第1項（1）（学校教育部支援教育課） 支援学校児童生徒の個々に応じた支援の安定的な継続及び児童生徒にとってより良い教育環境の提供という観点に加え、百舌鳥支援学校宮園分校への転籍を希望されなかった保護者の皆様に対して令和9年度以降に改めて転籍の有無を判断していただくことによる心理的負担を考慮すると、百舌鳥・上神谷両支援学校から百舌鳥支援学校宮園分校への転籍は、同校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています。</p> <p>第1項（2）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課） 百舌鳥支援学校宮園分校の職員配置につきましては、学校教育活動、学校運営及び児童生徒の安全確保を適切かつ円滑に行うことができるよう検討を進めています。予算につきましては、教育委員会全体で予算の確保に取り組んでいます。 宮園小学校と支援学校宮園分校のこどもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、丁寧な対応に努めます。</p> <p>第1項（3）（学校教育部支援教育課） 百舌鳥支援学校宮園分校では、「他学年と交流できる教育課程の編成」、「個別指導の充実」、「体験学習や校外学習の充実」等の工夫により教育活動の充実に取り組みます。</p> <p>第2項（1）（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 百舌鳥支援学校を含む市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めた上で整備計画の必要性を含めて検討を進めます。</p> <p>第3項（1）（教職員人事部教職員人事課） 人事異動は、組織の活性化を促し、教員の資質能力向上の面でも多様な状況に対応できるスキルの獲得に寄与する重要なものであると考えています。 また、人事異動の中で、支援学校と小・中学校との校種間異動も行うことも、支援学校、支援学級双方にとって、それぞれの専門性を交流させることができる有益なものと考えています。これらの趣旨をふまえ、改正した人事異動基準に則り、学校運営面や組織編成等も考慮し人事異動を行います。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第4項（1）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課、教育センター能力開発課）</p> <p>教員採用選考試験においては、支援学校や支援学級、通級指導教室を担当する教員を、通常の学級の担任等とは別枠で募集するなど、専門性を有する人材の確保に取り組んでいます。また、人事異動において支援学校と小・中学校との校種間異動を行うことは、支援学級担任はもとより、通常の学級を担当する教員の専門性向上にも資するものと考えています。</p> <p>さらに、小・中学校における特別支援教育に関する専門性向上を図るため、支援学級担任や通級指導教室担当者を対象とした研修に加え、通常の学級担任を含む全教職員を対象とした研修を実施しています。</p> <p>こうした取組に加え、障害のある児童生徒が十分に学習に参加できるよう、個々の状況に応じた変更・調整を行う「合理的配慮の提供」を一層充実させるためには、改めてその趣旨への理解を深め、教職員における適切なマインドの醸成が重要です。今後も、通常の学級を含む全ての学びの場において、特別支援教育に関する正しい理解が広がるよう、引き続き周知徹底を図ります。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項、第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第16号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第19号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項、第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p> <p>なお、令和7年10月に実施したアンケート結果は、保護者への「おやつ提供の希望制」開始の通知に合わせて、堺市ホームページへ掲載しました。</p>			

番 号	陳情第22号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p> <p>なお、令和7年10月に実施したアンケート結果は、保護者への「おやつ提供の希望制」開始の通知に合わせて、堺市ホームページへ掲載しました。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合って決定していただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p> <p>なお、令和7年10月に実施したアンケート結果は、保護者への「おやつ提供の希望制」開始の通知に合わせて、堺市ホームページへ掲載しました。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業において、児童が安心して利用するために、事業の安定運営と指導員による保育の継承が重要であると認識しています。そのため、事業者が変更となった場合、新旧の事業者間の円滑な引継ぎが行われるよう調整を行っています。</p> <p>今回の事業者変更に関しても、新旧の事業者と所管課が連携し、事業者変更に伴う児童への影響を最小限に抑えるため、十分な引継ぎが行えるよう調整を行っています。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、業務従事者の雇用は、受託した事業者の裁量事項となります。</p> <p>しかし、全国的な業務従事者不足が課題となる中、また引継ぎを含め、事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている業務従事者の継続雇用は重要であると認識しています。このことから、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。</p> <p>現在引継ぎ業務の中において、受託した事業者と協力しながら、現業務従事者への雇用説明会を開催する等、当事者の意向もふまえながら、継続雇用できるよう努めています。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」及び「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」において、「放課後児童クラブ運営指針」にも記載があるとおり、食事と食事の間に必要とされる栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員におやつを提供しています。</p> <p>一方で、毎年実施している利用児童及び保護者アンケートにおいて、おやつの嗜好の多様化やおやつに対する考え方が家庭により異なることなど、一律に提供する運用の見直しを求める意見が寄せられていました。</p> <p>このことから、令和7年10月に実施した「おやつ提供」に関するアンケートでは、「希望制がよいと思う」と回答した割合が約70%あり、主な理由として「利用しない日もあり、もったいない」「夕食に影響するためおやつ自体が不要」など家庭の状況によって多様な意見が寄せられました。</p> <p>これらの結果を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、令和8年度から、おやつは原則提供を継続しつつ、提供を希望しない場合は保護者の申出により提供を中止できる「おやつ提供の希望制」を開始することとしました。</p> <p>あわせてアンケートでは、「こども間のトラブルとならないか」「おやつなしのこどもがかわいそう」など児童の心理的負担への懸念のほか、「好みでないおやつは食べない」というおやつの内容等に関する意見もあったことから、引き続き事業者と情報を共有し、適切なおやつ提供に努めます。</p> <p>「おやつ提供の希望制」開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。</p> <p>また、保護者の皆様には、提供方法の変更を検討する際、保護者判断だけでなく、児童の気持ちを尊重し、意見を聞き家庭でよく話し合っただけでなく、児童の気持ちを見ていただくことをお願いしています。</p> <p>ご家庭におけるおやつ提供の中止の検討にあたっては、他の児童がおやつを食べている様子を見ることで、寂しさや疎外感を感じる可能性があることに留意いただくこと、おやつを食べないことで、家庭において児童に変化がないか見守りをお願いしています。</p> <p>本市としては、原則提供を維持しつつ、希望制の開始によって家庭の実情に応じた選択肢を確保し、あわせて、児童への心理面への配慮が重要と考えています。</p> <p>なお、令和7年10月に実施したアンケート結果は、保護者への「おやつ提供の希望制」開始の通知に合わせて、堺市ホームページへ掲載しました。</p>			

令和8年 第2回市議会(定例会)陳情回答綴

令和8年3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-25-0038